

令和2年 第5回 筑紫野市議会臨時会（11月） 提出議案について

令和2年第5回筑紫野市議会臨時会（会期：11月26日）に次の議案を提案しましたので、その内容をお知らせします。

報告第19号	専決処分の承認について（損害賠償の額を定めることについて）
<p>地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったので、同条第3項の規定に基づき報告し承認を求めるものです。</p> <p>内容は、平成30年1月14日午後2時頃、筑紫野市総合公園内のローラースライダー横斜面において発生した公園事故により相手方の左足首を骨折させ、この事故に伴う損害賠償額について820万円で協議が整ったので、本年9月30日付けで専決処分を行ったものです。</p>	
報告第20号	専決処分の承認について（損害賠償の額を定めることについて）
<p>地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったので、同条第3項の規定に基づき報告し承認を求めるものです。</p> <p>内容は、本年7月21日午前11時頃、筑紫野市天拝坂4丁目111番付近の市道において発生した道路事故により相手方車両の右側面下部を破損させ、この事故に伴う損害賠償額について5万6,710円で協議が整ったので、本年10月16日付けで専決処分を行ったものです。</p>	
議案第62号	筑紫野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
<p>本件は、令和2年人事院勧告を踏まえ、市議会議員の期末手当の支給割合を改めるため、条例の一部を改正するものです。</p>	
議案第63号	筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
<p>本件は、令和2年人事院勧告を踏まえ、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を改めるため、条例の一部を改正するものです。</p>	

議案第 64 号

筑紫野市職員の給与に関する条例及び筑紫野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本件は、令和2年人事院勧告を踏まえ、職員の期末手当の支給割合を改めるため、職員の給与に関する条例の一部を改正し、併せて、本条例を準用する会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の附則を改正するものです。